


所管部課	総務部 総務管財課	部長	広 沢 光 政			
件 名	東大和市営住宅条例の一部を改正する条例について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関 係 事 項	条例 規則					
	部課 機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）による公営住宅法（昭和26年法律第193号）の改正及び東京都営住宅条例の改正に対応するため、東大和市営住宅条例の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 公営住宅法の改正に対応するため、認知症である者等で収入申告をすること等が困難な事情にあると認める者の収入申告義務を免除し、省令第9条に規定する調査により把握した収入に応じて使用料を決定できるようにする改正を行う。（第15条、第20条、第30条、第32条、第34条、第37条）</p> <p>② 都条例の改正に対応するため、特に居住の安定を図る必要がある使用者の範囲を「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」から「同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合」に拡大する。（第6条）</p> <p>③ 公営住宅法施行令、同施行規則の改正に伴う引用条項の条ずれに対応するほか、文言整理を行う。（第13条、第14条、第15条、第20条、第32条）</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>① 認知症である者等への適切な対応を図ることができる。</p> <p>② 子育て世帯に対する支援の拡大を図ることができる。 (①、②とも現入居者に対象者はいない。)</p>						
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等） 特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 平成30年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。